

平成二十八年内閣府・財務省・農林水産省令第三号

平成二十八年内閣府・財務省・農林水産省令第三号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則
第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める
命令

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第一百八十八号）附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条第二項、第五十三条第一項第八号及び第五十七条の六の規定に基づき、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令を次のように定め
る。

項	第二条第二項	第三区分又はレバレッジ第三区分	第三区分の二又はレバレッジ第二区分の一	第二条第一号	第二条第二項	若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号	第三区分以外の区分又はレバレッジ第三区分以外の区分	第三区分又はレバレッジ第三区分	第三区分	第三区分の二	第三区分又はレバレッジ第三区分	第三区分以外の区分	第三区分	第三区分第一号	又は第二項第一号	又は第二項第一号			
項	第二条第四項	4 銀行が適格性の認定等に係る合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等をいう。第四条第四項各号において同じ。）を行つた救済金融機関（同法第五十九条第一項に規定する救済金融機関をいう。第四条第四項第二号において同じ。）又は特定適格性認定等に係る特定合併等（同法第一百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る同法第一百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。第四条第四項第二号において同じ。）を行つた特定救済金融機関等（同法第一百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。第四条第四項第二号において同じ。）に該当する場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する前条第一項各号又は第二項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率、資本バッファー比率（単体資本バッファー比率又は連結資本バッファー比率をいう。以下この項及び次条において同じ。）以上の資本バッファー比率、レバレッジ比率以上のレバレッジ比率又はレバレッジ・バッファー比率（単体レバレッジ・バッファー比率又は連結レバレッジ・バッファー比率をいう。以下この項及び次条において同じ。）以上のレバレッジ・バッファー比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。	4 特定承継会社が次の各号のいずれかに該当するものである場合には、当該特定承継会社について、当該特定承継会社又は当該特定承継会社及びその子会社等が該当する前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該特定承継会社又は当該特定承継会社及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率に係るこれららの表の区分に掲げる命令とする。	一 適格性の認定等（再編強化法附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号。以下この項及び次号において「貯金保険法」という。）第六十六条第一項に規定する適格性の認定等をいう。以下この項において同じ。）に係る合併等（貯金保険法第六十一条第二項に規定する合併等を行つた救済農水産業協同組合（同条第一項に規定する救済農水産業協同組合をいう。）	二 適格性の認定等を受けた農水産業協同組合連合会等（貯金保険法第六十二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。）	若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号	自己資本比率若しくはレバレッジ比率	自己資本比率	自己資本比率	自己資本比率	自己資本比率	自己資本比率	自己資本比率	自己資本比率	自己資本比率	自己資本比率	又は第二項第一号	又は第二項第一号	又は第二項第一号
項	第二条第三項	第三区分以外の区分又はレバレッジ第三区分以外の区分	第三区分	第三区分	第三区分	第三区分第一号	第三区分	第三区分	第三区分	第三区分	第三区分	第三区分	第三区分	第三区分	第三区分第一号	又は第二項第一号	又は第二項第一号		
項	第二条第二項	第二区 分の二又はレバレッジ第二区分の一	第二区 分の二	第二区 分	第二区 分	若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号	第三区分以外の区分又はレバレッジ第三区分以外の区分	第三区分	第三区分	第三区分	第三区分	第三区分	第三区分	第三区分	第三区分第一号	又は第二項第一号	又は第二項第一号		

附
則

この命令は、平成二十八年八月一日から施行する。
附 則（令和五年一月二七日内閣府・財務省・農林水産省令第一号）
 この命令は、令和五年三月三十一日から施行する。農林水産省令第一号)

協同組合連合会等をいう。)から同項に規定する資金の貸付けその他の援助を受けた農水産業協同組合(貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。次号において同じ。)
 三 適格性の認定等を受けた農水産業協同組合であつて、指定支援法人(再編強化法附則第二十九条第二項の規定により適用する再編強化法第三十二条第二項に規定する指定支援法人をいう。)が行う再編強化法附則第二十九条第二項の規定により適用する再編強化法第三十三条に規定する業務の対象となつたもの